

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 6 月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第64号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則（平成18年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表第3（第5条関係）					別表第3（第5条関係）				
施設名	施設の利用			1単位当たりの使用料の額	施設名	施設の利用			1単位当たりの使用料の額
	項目	単位				項目	単位		
鳥取県立総合療育センター	1 食事の提供	(1)及び(2) 略			鳥取県立総合療育センター	1 食事の提供	(1)及び(2) 略		
		(3) 市町村民税所得割額が <u>16万円</u> 未満の世帯に係る入所等のうち通所の利用の場合	昼食1食	300円			(3) 市町村民税所得割額が <u>10万円</u> 未満の世帯に係る入所等のうち通所の利用の場合	昼食1食	300円
	(4)及び(5) 略			(4)及び(5) 略					
	2～8	略				2～8	略		
鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園	食事の提供	(1) 略			鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園	食事の提供	(1) 略		
		(2) 市町村民税所得割額が <u>16万円</u> 未満の世帯に係る入所等のうち通所の利用の場合	昼食1食	300円			(2) 市町村民税所得割額が <u>10万円</u> 未満の世帯に係る入所等のうち通所の利用の場合	昼食1食	300円
	(3) 略			(3) 略					

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う施設の利用に係る費用の徴収について適用し、同日前に行われた施設の利用に係る費用の徴収については、なお従前の例による。